

平成14年 5月13日

金融庁長官
森 昭 治 殿

栃木県宇都宮市御幸町84番地

栃木県中央信用組合

金融整理管財人 永盛久也



金融整理管財人 福田哲夫



預金保険法第80条に基づく「業務及び財産の状況等に関する報告」及び
「経営に関する計画」の提出について

当信用組合の業務につきまして、日頃より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚くお礼申し上げます。

さて、預金保険法第80条の規定に基づき、別添のとおり報告書及び計画書を提出いたします。

目 次

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

	頁
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1
①当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
②経営破綻に至った経緯	1
③破綻に至った要因	2
(3) 管理を命ずる処分までの状況	2
①資本の状況	2
②自己資本回復の断念	3
2. 業務及び財産の状況について	
(1) 与信業務	3
(2) 預金業務	3
(3) 投資等業務	4
①投資有価証券	4
②商品有価証券	4
(4) 固定資産の状況	4
(5) 不良債権の状況	5
(6) 関連会社の状況	5
3. 事業譲渡等の見込みについて	
(1) 基本方針	5
①早期譲渡	5
②優良な顧客基盤・資産の維持	5
③ 経費の削減	6
④地域金融機能の維持	6
⑤内部管理体制の整備	6
⑥責任追及体制の整備	6
(2) 具体的施策	6
(3) 事業譲渡の見込み	6

Ⅱ 経営に関する計画

	頁
1. 「経営に関する計画」の基本方針	
(1) 円滑な事業譲渡の早期実施	7
(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	7
(3) 公的費用の極小化	7
(4) 地域経済への配慮	7
(5) 内部管理体制の確立	7
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	8
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	
(1) 基本運営方針	8
(2) 管財人会議、業務運営会議の設置	8
(3) 個別業務運営方針	9
①与信業務運営方針	9
②資金調達業務運営方針	9
③投資業務運営方針	9
④経費運営方針	10
⑤その他の業務運営方針	10
3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	
(1) 経営責任の明確化	10
①旧経営陣の辞任等	10
②役員退職慰労金	10
(2) 経費の削減	10
①人員及び人件費の削減	10
②物件費の削減	10
(3) 店舗統廃合	11
(4) 保有資産の処分	11
(5) 内部管理体制の整備	11
(6) 関連会社の整理	11
(7) 不良債権の回収強化	11
4. 法令等の遵守	12
5. 預金保険法第83条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備等	12

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1) はじめに

当信用組合は、平成13年12月7日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨の申出を行いました。

これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」(以下「管理を命ずる処分」という。)を受けました。金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当信用組合の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年12月7日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

(2) 経営破綻の原因

① 当信用組合をとりまく経営環境と経営状況

当信用組合は、昭和27年7月30日、宇都宮市、河内郡、塩谷郡を事業区域(昭和51年3月から栃木県内一円)とし、事業区域内に居住する地域住民の企業活動と生活向上を目的として設立されました。

平成13年3月末時点では、本店のほか10支店で営業していましたが、経営の効率化、経費削減等の理由から7月及び10月に5支店について支店統合を行い、12月現在では6店舗で営業しています。

営業体制は主として訪問集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

② 経営破綻に至った経緯

金融自由化が進行するなか、協同組織金融機関として組合員への資金提供等、業容拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊後における長期構造不況に見舞われ、取引先企業の経営環境が悪化したほか、徴求担保不動産の評価も著しく下落し、加えて与信ポートフォリオの管理が不十分であったこともあって、主に不動産業や建設業に対する多額の不良債権が発生しました。

平成12年10月に実施されました当局の検査結果（13年5月通知）を踏まえて、平成13年3月末日を基準日として自己査定を実施したところ、13年3月期決算において新たに1,162百万円の償却・引当が必要となったため法定準備金を取崩し充当したところ615百万円の繰越損失となりました。

この決算内容を踏まえ、5店舗廃止や人員削減による経費の圧縮等のリストラ策を盛り込んだ経営改善計画を策定し、効率化・収益性の向上を図りました。

しかしながら、13年度上期も融資先の業況悪化や担保不動産価値の低下が続いたため、13年9月末を基準として自己査定を実施した結果、新たに1,120百万円の償却引当が必要となったほか、又保有有価証券においてもデフォルト発生等により305百万円の損失処理を余儀なくされ、13年9月末時点で大幅な債務超過となることが判明しました。（組合員勘定▲1,836百万円）

こうした状況の中であって、当信用組合では債務超過を解消する具体的な目途もたないため自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

③ 破綻に至った要因

バブル期において、融資拡大を主眼としての営業を展開させたにもかかわらず、審査部等の審査専門部を設けることをしなかったために、十分な審査（返済財源等についての十分な検討等）がなされないまま融資が実行されたこと、および貸出金の回収・管理体制についても、組織的な面が十分に確立されていなかったため、債務者管理を十分に行うことができず、不良債権化が進んだこと、また融資の拡大を目指した業務展開を行おうとしたものの、バブル崩壊後の経済状況の中で、新たな優良取引先の確保等も十分に行うことができず、融資資産の内容の健全化へのシフト策も有効に講じることができませんでした。

更に、資産運用面で効果的な経営施策が実現できない状況の中で、逆に保有有価証券についてデフォルト（マイカル社債）等が生じ、305百万円の損失処理を余儀なくされ破綻に至ることとなりました。

(3) 管理を命ずる処分までの状況

① 資本の状況

当信用組合について平成12年10月に実施された財務局による検査結果を踏まえ、自己査定を実施した結果、平成13年3月期決算は貸倒引当金の引当額を増額して約7億円の当期損失を計上し、自己資本比率が前期の5.49%から1.75%へと大幅に低下することとなりました。

そのため、平成13年5月31日金融庁より銀行法第26条第1項の規定に基づく第二区分の「早期是正措置命令」を受け、同年6月14日に自己資本充実策を織込んだ経営改善計画書を提出いたしました。

② 自己資本回復の断念

当信用組合は、平成13年3月期の決算において、自己資本比率が1.75%に低下したため、早期に自己資本の充実を図るべく、5店舗の統廃合を主とする大幅なリストラ、優良取引先の拡大、不良債権の早期回収と未然防止等の経営合理化策を実施いたしました。しかし不況により既存融資先の業容悪化や不動産担保価値の下落が続き、また保有有価証券においてデフォルト（マイカル社債）が発生し305百万円の損失を余儀なくされたこと等により平成13年9月末時点で1,836百万円の債務超過の状況に陥りました。

このような状況を踏まえ、信託を回復することは著しく困難であり、早急な債務超過の解消が不可能であることから、平成13年12月7日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うにいたしました。

2. 業務及び財産の状況について

(1) 与信業務

当信用組合の与信業務については、主要営業地域である宇都宮市内の建設業・不動産業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：6ヶ店 (単位:百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
貸出金残高	27,587	100	28,160	100	26,749	100	25,595	100	42,927	100
うち中小企業	16,753	60.7	17,163	60.9	16,347	61.1	16,353	63.9	29,059	67.7
うち個人	10,768	39.0	10,997	39.1	10,402	38.9	9,242	36.1	13,325	31.0
うちその他	66	0.3	-	-	-	-	-	-	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

(2) 預金業務

当信用組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人等への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：6店 (単位:百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (12年3月末)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預金残高	39,285	100	38,252	100	38,738	100	65,732	100
うち個人預金	33,361	84.9	33,121	86.6	33,418	86.2	52,367	79.7
うち法人預金	4,883	12.4	4,242	11.1	3,977	10.3	11,118	16.9
うちその他	1,041	2.7	889	2.3	1,343	3.5	2,247	3.4

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

(3) 投資等業務

① 投資有価証券

投資有価証券につきましては債券主体の運用を行ってまいりましたが、マイカル社債のデフォルト等により平成13年9月末で305百万の要償却額が発生しておりその他の債券については、破綻公表後、資金繰り対策として処分可能な債券について逐次、売却を進めてまいります。

<投資有価証券残高推移>

(単位:百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	1,799	2,205	2,678	▲28
国債・地方債	1,071	677	886	30
社債	409	1,289	1,424	8
株式	18	29	83	▲30
その他	301	208	284	▲36
貸付有価証券	—	—	—	—

② 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産(事業用不動産、所有不動産)の状況は以下のとおりです。
 今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位:百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	8	1,078	907	▲171	55	665	261
所 有 不動産	—	—	—	—	—	—	—

(5) 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円,%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残 高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	1,490	5.6	1,443	5.6	1,163	2.3
延滞債権	5,418	20.3	6,918	27.0	4,402	8.8
3カ月以上延滞債権	795	3.0	53	0.2	195	0.4
貸出条件緩和債権	746	2.7	1,135	4.4	2,239	4.5
合 計	8,450	31.6	9,551	37.2	7,999	16.0

<金融再生法の開示債権>

(単位:百万円,%)

区 分	平成13年3月期		業界平均(平成13年3月期)	
	金 額	債権の占める割合	金 額	債権の占める割合
破綻更生債権等	5,806	22.4	3,310	6.2
危険債権	3,920	15.2	2,509	4.7
要管理債権	1,201	4.7	2,382	4.5
正常債権	14,967	57.7	44,816	84.6
合 計	25,895	100.0	53,017	100.0

(6) 関係会社の状況

当信用組合には関係会社はありません。

3. 事業譲渡等の見込みについて

(1) 基本方針

① 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当信用組合の事業価値の劣化防止に努めます。

② 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

③ 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

④ 地域金融機能の維持

当信用組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

⑤ 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

⑥ 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

(3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡先の選定を行った結果、宇都宮市に本店を有する株式会社栃木銀行と平成14年2月21日に「事業譲渡契約書」の取り交わしをいたしました。